

令和6年度 第1回 笠間市資料館運営委員会 議事録

1. 日 時 令和6年5月15日（水） 午前9時50分から 午前11時まで
2. 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
3. 出席者 資料館運営委員会委員 5名
事務局（生涯学習課） 4名
4. 議 題 報告及び協議事項
 - （1）資料館の利用状況について
 - （2）令和5年度事業報告について
 - （3）令和6年度事業計画（案）について
 - （4）資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - （5）資料館運営委員会規則の一部改正について
 - （6）その他

5. 議事内容

（1）資料館の利用状況について

事務局：（資料により資料館の利用状況について説明）

委員長：市外からの一般の利用者について、歴史民俗資料館が茨城県博物館協会の加盟館になっており、市内では笠間日動美術館や田中嘉三記念館、茨城県陶芸美術館などと同様に「いばらきミュージアムガイド」に掲載されている。全部の施設を巡りたいと考える方もいるようだ。市外からの395人の来館者数に表れているのではないかな。

委員の皆様から、お気づきのことなどあればお願いしたい。

委員長：友部二小の学校利用の際に、「また来館する」と話していた児童がいたが、実際にその後来館したようである。親を動かしたのではないだろうか。

委員長：特に意見がなければ、承認ということで、次に進みたいと思う。

（異議なし）⇒承認

（2）令和5年度事業報告について

事務局：（資料により令和5年度事業報告について説明）

委員長：穴戸駅前の案内看板が今までよりはっきりとして見やすくなった。

委員の皆様から、お気づきのことなどあればお願いしたい。

委員長：資料館前の歩道を歩いている人が門扉の前の案内看板を見ているようである。

委員長：次に進んでよろしいかな。

（異議なし）⇒承認

(3) 令和6年度事業計画(案)について

事務局：(資料により令和6年度事業計画(案)について説明)

委員長：施設カードは来館した方に配るものか。

事務局：館内に置いて来館者に配布したいと考えている。

委員長：今年度の事業計画について、委員の皆様からいかがか。

せつかくの機会なので、宍戸小学校の「第3学年 総合的な学習 実施計画(案)」についてお願いしたい。

委員：市内小学校による利用ということで、毎年宍戸小でも3年生を対象に歴史民俗資料館に伺い説明を受けていたところだが、それを少し発展させて、3年生の総合学習の中で、話を聞くだけでなく自分が発信できるように「歴史民俗資料館の学芸員になろう」というテーマで、勉強する計画を立てている。中心になって考えているのは教務主任の先生で、昨年、社会教育主事になるための講習を受け、社会教育士の資格を取った。地域と繋がっていききたいという気持ちを強く持っていて。宍戸小は、地域の方々に助けをいただきながら運営している学校なので、そこを上手く活かして、子供たちも学習を発展させて自分でプレゼンできる力をつけたい。生涯学習課の先生方にも協力をいただく予定で、お声がけをしている。今年度からコミュニティスクールの中で、学校運営協議会とそれぞれのボランティア団体を繋ぐ役割として地域学校協働活動推進員を委嘱していただいた。地域と学校を繋ぐ役割を担う方で、まだ役割が明確になっていない部分もあるが、地域と学校を繋ぐ中で何ができるかを考えながら協力をいただいて、事業を進めていきたいと考えている。今年度、どこまでできるか分からないが、利用者数に貢献できればと考えている。協力をいただくこともあると思うが、よろしく願いたい。

委員長：宍戸小の計画案について、聞きたいことがあればお願いしたい。

宍戸地区の歴史や校章の歴史などにもふれるようである。

委員：昨年度、一昨年度は宍戸の歴史について、夏休みに話をさせていただいている。葵の御紋を校章として使用していた学校が昔は3校(三の丸小、瑞竜小、宍戸小)あった。瑞竜小は廃校となり、三の丸小は校章を変えたので、現在は県内で葵の校章を使っているのは、宍戸小だけというような話を子どもたちに教えてくれた。

委員長：歴史のある場所なので、資料館もあるという地の利を活かして、関心を持ってくれると良いと思う。どこへ行ってもその場で話を聞けることは素晴らしい。

委員：宍戸小の6年生を対象に、筑波海軍航空隊の特攻の話をしたことがある。

委員長：はなさかの北側の坂道は星山方面に続いていて、海軍道路と呼ばれていた。星山には射撃場もあり、航空隊に近い地区でもあると考える。

ぜひこれから良い状況になるようにお願いしたい。

委員：進めていきたい。

委員長：次の議題に進んでよろしいか。

(異議なし) ⇒ 原案のとおり可決

(4) 資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

事務局：(資料により資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について説明)

委員長：休館日と開館時間の変更である。祝日でも見られるようになったことは良いことである。ただ、まだ浸透がされているとは限らない。金曜日に下校当番をしていると「資料館は開いているの？」と聞かれることがあった。今年度は、火曜日に下校当番をしているので、開館していることを子どもたちに案内している。

委員長：報告ということで、よろしいか。

(異議なし) ⇒ 承認

(5) 資料館運営委員会規則の一部改正について

事務局：(資料により資料館運営委員会規則の一部改正について説明)

委員長：委員の人数が5人が5人以内となり、臨時委員を置くことができるようになったものである。今後、このようなかたちで進めていくということで、よろしいか。

(異議なし) ⇒ 承認

(6) その他

- ・資料館に関する状況等について意見があった。

(歴史民俗資料館の展示、郷土資料館の保管資料、ふるさと資料館の環境 等)